

中村学園三陽高等学校 寮規則

〔令和3年4月1日改正版〕

1. 寮生活の目的

中村学園の建学の精神および本校の方針・校訓に基づき、自律的協同生活を営む中で、誠実・感恩・向上の精神を確立することを目的としています。

2. 規則概要

この規則は、本校入寮生が、快適かつ安全に生活できることを目的に定めたものです。秩序ある快適な寮生活のために本規則を熟読し、厳守してください。なお、この規則に違反し、他の入居者に著しく迷惑を及ぼした場合、あるいは、迷惑を及ぼすおそれがあると判断した場合には、寮内秩序維持のため、損害賠償・退寮処分などに至る場合もあります。以上を踏まえ、規則を熟読し理解しておいてください。

3. 居室・所持品・服装

- ①居室内や備品の清掃は、各自責任をもって行い清潔を保ってください。（特に居室ユニットバス排水溝及びエアコンフィルターについては各自での清掃となります。）これを怠ったことによる排水溝の詰まりやエアコン水漏れなどについては、その修理工事を寮生の負担にて行ってもらいます。
- ②寮生の故意、過失または通常とは異なる使用による居室内の壁紙、床、網戸、その他の設備・備品類の破損および汚損については、退去時クリーニング代とは別に原状回復請求の対象となる場合があります。
- ③管理上必要がある場合は、事前に連絡の上、管理者が居室内に立ち入ることがあります。なお、緊急時などやむを得ない場合は、事前連絡なく立ち入ることがあります。その場合は、立ち入り後の報告となります。
- ④火気は一切使用しないでください。（石油ストーブ・電気ストーブ・ガス器具等の電熱器具、ローソク・蚊取り線香・お香・ライター・マッチ・ベンジン使用カイロ等、火気の持ち込みおよび使用は固く禁止します。）
- ⑤夜間は周囲の迷惑にならないよう、静かにしてください。（テレビ・ステレオなどの音量及び深夜の入浴などには十分に注意してください。）
- ⑥寮生活に不適当なものは持ち込まないでください。
- ⑦所持品には全て記名しておき、居室の施錠をきちんと行い、自己管理を徹底してください。
- ⑧危険防止等、やむを得ない事情が生じた場合、寮監による所持品検査を行うことがあります。
- ⑨私服は高校生らしく、爽やかで清潔な服装をしてください。
- ⑩居室内外にかかわらず、釘・ねじ等は絶対に打たないでください。

4. 禁止事項

- ①他者との鍵の貸借は一切禁止します。また、鍵の所持は寮生本人のみとし、併せて居室を第三者に使用させることも固く禁止します。
- ②鍵の複製（スぺアキーの作製）は一切禁止します。発見次第、鍵の取替えを行い、費用は全額寮生負担となります。また、紛失の場合は直ちに寮監に届け出てください。この場合も鍵の取替えを行い、費用は全額寮生負担となります。
- ③ペットの飼育および持ち込みは禁止します。
- ④異性の居室内への立ち入りは禁止します。（但し、寮監およびそれに準ずる者が巡回や清掃等でフロアを出入りすることがあります。）なお、女性専用フロアについては、男性の立ち入りは一切禁止（荷物の搬入・搬出時のみ届出制で許可。宿泊については、理由の如何を問わず禁止）します。
- ⑤寮生間（他校入館者、学生等含む）での物品などの売買および勧誘行為は禁止します。
- ⑥寮生間（他校入館者、学生等含む）での金銭の貸借は禁止します。
- ⑦公共規則及び社会的ルールに反する行為は禁止します。

5. 日課表および寮内共用施設利用時間

○日課表

【 朝 】	平 日	休日・祝祭日
	通常(朝課外なし)	
起床・登校準備	6 : 00	—
点 呼	7 : 00～	7 : 00～
朝 食	7 : 00～	—
寮出発 (スクールバス又は自転車通学)	7 : 30	—
※スクールバスを利用する場合 (自転車：寮～高校・約 20 分)	室見 3 丁目 7 : 37 発 三陽高校 8 : 10 着	—
登校時間	8 : 30	—

※1：朝課外がある日の登校時間は、7:40 となります。(朝食時間は要相談)

※2：スクールバスの運行時刻は、利用者数・天候状況等により変更する場合があります。

【 夜 】	平 日				休日・祝祭日
	一般生徒		部活動生徒		
	通常	課外あり			
放 課	16：15	17：15	放 課	16：15	
			練習終了	20：00	
学校発 (スクールバスを利用する場合)	17：00	19:40	—		
帰 寮	17：30	20:00	帰 寮	21：00	
門 限	20：00		門 限	21:00 ※部活のない日 20:00	20：00 ※保護者宅外泊の 場合は 21：00
門限点呼	20：00		門限点呼	21:00 ※部活のない日 20:00	20：00 ※保護者宅外泊の 場合は 21：00
食 事	19：00～21：30		食 事	19：00～21：30	—
消灯点呼	22：00		消灯点呼	22：00	22：00
消 灯	23：00		消 灯	23：00	23：00

※1：食堂は 21 : 30 で提供終了、その後 22 : 00 で営業終了となります。

※2：門限後の外出は厳に禁じます。

○寮内共用施設利用時間

項 目		時 間 帯
共用施設	ランドリールーム	7 : 00～22 : 00
	キッチンコーナー	7 : 00～22 : 00
	自習室	7 : 00～22 : 00
	美容室コーナー	平日 / 16 : 00～22 : 00 日祝日 / 9 : 00～22 : 00
	食堂	7 : 00～22 : 00
他室訪問		7 : 00～22 : 00
訪問客の入退館		9 : 00～19 : 00 (保護者および家族は 22 : 00)

※ランドリールーム使用の際は、洗濯および乾燥終了後直ちに居室に持ち帰り、他人に迷惑をかけないでください。

6. 登校・帰寮・外出

- ①登校および外出の際（寮内外を問わず）、居室は必ず施錠してください。
- ②登校・帰寮・外出の際は、必ず在室確認プレートを表示してください。
- ③遅刻しないよう（特にスクールバス利用者はバス時刻を考慮）、余裕をもって登校してください。
- ④登校・外出の際は、電気スイッチおよび水道蛇口を必ず確認してください。

7. 病気・事故・欠席・早退

- ①病気や事故があった場合は、直ちに寮監に届け出てください。
- ②欠席・遅刻の際は、必ず寮監に届け出てください。なお、学校への連絡は寮監が行います。
- ③病気等で早退する場合は、担任および養護の先生の指示を受け、帰寮後、直ちに寮監に報告してください。

8. 食 事

- ①食事の定休日：第5土曜日、日曜・祝日、夏期5日間、年始年末5日間、3月末7日間
- ②食事は、21：30にて提供終了とします。
- ③時間厳守が第一ですが、万一、部活動等で提供最終時刻に間に合わない場合、当日19：00までに寮監へ申請した場合のみ、食事の取り置きが可能です。（その場合、21：45までに食堂に入室し、22：00までに食べ終えるものとします。）
- ④食堂で出された食べ物および食器類は、絶対に食堂外へ持ち出さないでください。
- ⑤食事マナーを守り、後始末は完璧に行ってください。

9. 学 習

- 自学自習を旨とし、日々計画的に各自学習時間を設けることとします。

10. 外泊・帰省

- ①外泊は自宅（保護者宅）、および学校行事（合宿・部活動遠征等）のみを原則とします。
- ②外泊の際は、学校からの緊急連絡等を伝える場合があるため、必ず所定の「届出書」を寮監に提出してください。

11. 外部からの訪問客

- ①外部からの訪問客の居室への入室は禁止します。食堂での面会とします。また、訪問客は入寮生と同性の者のみとします。（保護者および家族、入寮、退寮の荷物搬出入の際は除く。）寮監へ届出後、寮生本人立会いのもと入退館してください。
- ②訪問者の入退館は9：00～19：00まで（保護者および家族は22：00）とします。他の寮生および入居者に迷惑の掛からないよう十分注意してください。なお、本校寮生への訪問客の宿泊は原則認めません。（保護者および家族除く）

12. 保護者およびご家族の方の宿泊について

- ①訪問客の宿泊については、保護者および家族の方のみ、居室での宿泊を許可しますが、事前の寮監への届出および許可が必要です。
- ②寮生居室内での宿泊については、2泊3日を限度とします。（寝具は各自で準備してください。）
- ③保護者および家族の方の食事は、事前に寮監へ申込みすれば提供可能です。
（朝食：400円、夕食：550円）

13. 館内の利用

- ①居室内のゴミは可燃物、不燃物、ペットボトルに分別して各施設のルールに従い、指定日に所定の場所へ出してください。粗大ゴミは別途有料となりますので、事前に寮監へ相談してください。
- ②ランドリールームおよび食堂については、周囲の迷惑を考慮し、各施設で定められた利用時間を厳守するようにしてください。

- ③共用施設（ランドリー・キッチン等）はきれいに使用するように心掛けてください。
- ④駐輪場利用については、入寮時に寮受付にて登録料（初年度のみ）と引き換えに渡す『駐輪許可シール』を自転車に貼付し、必ず駐輪場内の所定の位置に駐輪してください。所定の位置以外に駐輪された自転車および『駐輪許可シール』が貼付されていない自転車については廃棄処分の対象となります。登録は退寮をもって自動的に終了いたします。なお、退寮時は必ず自転車を持ち帰ってください。
- ⑤館内の設備・備品は大切に取り扱い、寮監の許可なくこれらを移動したり、目的以外の用途に使用したりしないでください。万一、館内の設備・備品を破損した場合は直ちに寮監に報告してください。この場合、原状回復費用の実費を申し受ける場合もあります。
- ⑥非常階段・非常口・消火器など、非常用設備の位置および使用法を確認してください。

14. 退寮

- ①卒業後の退寮期間は、3月1日以降3月24日までとなります。
- ②退学・休学等により途中退寮する場合は、直ちに退寮届を学校事務室まで提出してください。
- ③退寮時に、居室のクリーニング費及び状況により修繕費（壁クロス・床・備品など）を申し受けします。
- ④下記各項に該当する行為に及んだ場合、または「4. 禁止事項」に著しく違反した場合は、保護者および学校に連絡し、始末書の提出または退寮処分の対象となります。

- (1) 寮規則および社会的ルールに違反し、著しく他の入居者及び関係者に迷惑をかけた場合
- (2) 各納入金の納入を、2ヶ月以上怠った場合
- (3) その他、本校が寮生活において不適当と認めた場合

- ⑤退寮の際は、居室及び備品について寮監の点検を受け、明け渡しを完了してください。入居者の故意・過失または、通常と異なる使用による破損・汚損・紛失があった場合は、退寮時クリーニング代とは別に原状回復費用を実費負担していただく場合があります。

15. 損害保険の加入

- ①契約者（入寮生および保護者）は、入寮している全ての期間中において、火災、漏水、ガス爆発等、借家人賠償または個人賠償の責を負う事故を発生させた場合のために賠償責任特約付の住宅総合保険に加入しなければなりません。
- ②契約者（入寮生および保護者）の故意または過失により本校に損害を与えた場合は、本校はその損害を前項の契約者の保険金によって補填し、補填できない部分について別途請求できるものとします。
- ③入寮時に指定する住宅総合保険に加入していただきます。加入申し込みについては、別途各家庭に郵送で案内します。
- ④前項①および②に記載された損害等を充分補填できる保険に既に加入されている場合、加入保険証書の控えを提出いただき、本校が認めた場合は指定保険の加入を免除することができます。

16. その他

- ①寮内およびその周辺においては、良識に従った行動をするように留意してください。
- ②この寮規則は、諸般の事情により改訂することがありますので注意してください。
（改訂の際は、直ちにお知らせいたします。）
- ③寮規則の他、指定寮の管理運営会社（株式会社玄南荘）が定める契約条項等も遵守してください。

以上

■ 保護者の方へ（お願い）

- ①生徒指導の観点から、必要以上の現金を所持・使用することによる生活の乱れが心配されますので、多額の小遣いを与えることはお控えください。
- ②生徒への食料品・菓子類の送付は、最小限度に留めてください。
- ③必要以上の衣類や高価な品物を与えること、購入させることはお控えください。
- ④内服薬以外の応急の家庭常備薬は、寮管理室に準備しておりますが、常用の薬を持たせるようにしてください。なお、特別の事情がある場合は、必ず寮監に相談してください。
- ⑤保護者の住所、電話番号等に変更が生じた場合は、必ず学校事務室まで連絡してください。

■ 指定寮名称・所在地・電話番号・管理運営

- ①施設名称：W i n g s 室見（中村学園三陽高等学校 指定契約寮）
- ②所 在 地：〒814-0015 福岡市早良区室見 4-18-10
- ③電話番号：0 9 2－8 5 2－1 7 0 0 F A X：0 9 2－8 5 2－1 6 9 8
- ④管理運営：株式会社 玄南荘 〒810-0062 福岡市中央区荒戸 2-3-41
(TEL) 0 9 2－7 1 5－6 7 1 1 (FAX) 0 9 2－7 5 2－0 6 2 3

◎本規則に関するお問い合わせ先

中村学園三陽高等学校 事務室 担当：勝見(カツミ)

TEL:092－882－6611 FAX:092－882－4387